

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

本校では人格の完成を目指し、心理と正義を愛し、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康で、国家および社会の有為な人材を育成することを目標としている。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されない行為である。また、いじめを受けた生徒のみならず、いじめを行った生徒、観衆としてはやし立てたり面白がったりした生徒、周辺で傍観していた生徒を含む全ての生徒の心身の健やかな成長の妨げとなるものである。

いじめはどの生徒にも起こりうるとの認識のもと、生徒が認め合い、支え合い、信頼し合って学校生活を送ることにより、安心・安全で健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒一人ひとりの尊厳を尊重することを目的とした対策を総合的・効果的に推進する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- | |
|---|
| <p>・「一定の人的関係」とは
学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。</p> <p>・「物理的な影響」とは
身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることや、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。（インターネットを通じて行われるものを含む。）</p> |
|---|

(3) 職員の責務

すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係機関・団体と連携協力しつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策となる取り組み

(1) 基本施策

- ① 生徒の豊かな道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、パスカルタイムを始めとして、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 生徒全員が加入している部活動で自らの存在意義を確認し、ボランティアや地域の活動参加を通して、他者のために働く意義を知るとともに、他者を尊重する心を育てる。
- ③ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に関する活動に対する支援を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめを早期に発見するため、生徒に対するアンケート調査（各学期1回）を実施するとともに、定期的な面談及び教育相談を充実させる等必要な措置を講ずる。
- ② 生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
生徒指導主事・教育相談担当・学年部職員（担任含め）・スクールカウンセラーによる対応
- ③ いじめ防止等対策に従事する人材の確保及び資質の向上、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

(3) インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ① インターネットを通じて行われるいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質をもつため、生徒が行動に移してしまいやすいものである。一方で、一度インターネット上で広まってしまった画像や動画等の情報を消去することはきわめて困難であるとともに、いじめを受けた生徒だけでなく、学校や家庭、地域社会に多大な影響を与え得るなど、深刻な影響を及ぼすおそれがあるものである。インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう情報の授業でモラルの内容を精選し実施する。また、全校生徒に対して外部講師を招き、インターネット及び携帯端末等の情報モラル教室を行う。
- ② 保護者が生徒に対して、情報モラルに関する指導やインターネットの適切な利用に関する取決めを行うことができるよう、必要な情報の提供を行う。

(4) いじめの防止等に関する措置

- ① パスカルタイムを通して、「他人を思いやる心」「他を認める心」を育てる。
- ② 生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動への支援を行う。
- ③ 週1回の学年部会、月1回の定例職員会議で生徒の状況を把握し、職員全体で共有する。

(5) いじめに対する措置

① いじめの被害生徒への支援

- ア 共感的に受け止める姿勢、学校として「なんとしても守る」という姿勢で対応する。
- イ いじめの状況を把握し、生徒の安全確保に努め、家庭とも連携ししっかりと見守る。
- ウ いじめ解消後も再発していないか観察を続ける。

② いじめている生徒への指導

- ア 毅然とした態度で対応し、いじめは絶対に許されない行為であることを厳しく指導する。
- イ いじめられた心の痛みを理解させ、いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるように指導する。
- ウ 当該生徒自身の問題行動の解決を図る。

③ いじめの被害生徒の保護者への対応

- ア 保護者の気持ちをしっかりと受け止め、「学校は、子供を守り、いじめの早期解消に全力を尽くす」ことを保護者に説明し、保護者と連携を密にして対応を進める。
- イ 子供とともに心に傷を負っている保護者の心のケアを行う。

④ いじめている生徒の保護者への対応

- ア いじめを知らされた保護者のうち、いじめに関してあまり真剣に受け止めない保護者に対しては、慎重に説明しながら、具体的な対応の仕方について理解してもらうことが大切である。

⑤ いじめに対する具体的な支援・指導の流れ

*校長は秋田県教育委員会に報告



3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及び、学校を長期欠席すること（年間30日目安）を余儀なくされている疑いがあると認められるときは次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生したその状況を秋田県教育委員会高校教育課へ速やかに報告する。
- (2) 秋田県教育委員会高校教育課及び警察と連携し、当該事態に対処する組織を設置する。
- (3) いじめ対策委員会（下図）を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 学校が主体となって行った上記の調査結果については内容を秋田県教育委員会高校教育課へ報告する。
- (5) いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (6) 確認した事実に関しては、その生徒及び保護者への支援、指導、助言に活用する。
- (7) 同様の事態が再発しないよう、各校の改善に活用できるよう、適切に情報交換する。

4 いじめ対策委員会 組織図

